

寒川町介護予防・日常生活支援総合事業における 生活援助中心型のサービスの創設に向けた調査結果

- 目次 -

p1 - 9 調査結果詳細

p10 - 16 調査票（指定制度）

p17 - 23 調査票（委託制度）

調査結果詳細

共通設問

問1：専門の資格を持たずとも、生活援助に係る部分のみを提供出来る職員を雇用し、サービスを行うことが出来るようになることについて、事業所（貴団体）としてどのように考えますか。

【指定制 回答】

- ・雇用の幅が広がるというのは、素直に良いことだと思う。募集しても、専門職である介護福祉士は中々やってこない。だが、実際に雇用することを考えると、有資格者と無資格者を雇用して事業所が抱えるのは難しい。
- ・訪問介護員の雇用については、厳しい状況にある。無資格の人間が雇用出来るようになったとしても、果たして、募集に応じる人間がいるのかということが疑問。今後、無資格の人間を雇用出来る制度が出来たとしても、町からのバックアップは必要だと思う。現在、事業所としては、有資格の人間を雇用するために、出来る限りの努力を行っている。しかし、成果が出ていないのでそのように思う。
- ・当事業所に在籍する訪問介護員も数を減らしてきている。この先、募集をかけても集まらないようであれば、収益のバランスが成り立たなくなるような状況。そんな中で、総合事業でのA型サービスが開始されたからといって、その人材が集まるのかは疑問。
- ・生活援助のサービスは、内容は家事であり無資格者でも可能だと思う。個人の資質にもよるところだが、接遇や認知症への対応等が課題だと思う。訪問介護は、訪問介護員が事業所の目の届かないところで職務にあたるので、その辺りの分野にどれくらいの時間を割いて研修を行うのが課題だと思う。
- ・今回のサービスは生活援助のみということだが、その区分けをしっかりと守って、サービスを提供していけるのか、ということが怖い。介護福祉士でも、意識の低い有資格者が、利用者の言うままにサービスの提供をしてしまうこともある。それが、無資格の人間となれば、さらにそのようなことがあるのでは、と思う。
- ・訪問の事業所としては、無資格の人間を雇用というのは初めてのことで。そのため、その新しい制度に参入したがゆえに、トラブルやクレームなどが出たら、というリスクが怖い。
- ・無資格で働く人の心構えというのはやはり心配。利用者によっては、手際が少し悪いとお叱りの言葉をいただくこともある。しかし、こちらとしては、訪問介護員はローテーションで回していかなければならないので、同じ人間がずっとサービス提供をするというのも中々難しい。利用者にもよるが、「ありがとう」という言葉を期待して仕事は出来ないで、それを、研修を受けただけの人が受けたらすぐに離職するのではとも思う。
- ・事業所としては、無資格の人間を雇用することで、時給を有資格者と分けて設定する必要があり、逆に管理の手間が増える印象がある。無資格者を雇用するとなると、事業所として対応することが多くなるので、その負担が気になる。

- 有資格者がずっと、要介護者のみを担当する、というのも負担かと思う。仕事の負担感が増えて、有資格者が離れてしまっは本末転倒。
- 有資格者が介護、無資格者が支援といった割り振りが上手く出来るかも疑問。場合によって、有資格者が報酬の少ない生活援助を行うようになれば、打撃である。
- 要支援の利用者を受け入れるのにも限界があり、少人数の利用者の為に無資格の人間を雇用するのも難しい。
- 新しく人を雇った場合、人材の管理に対する仕事の手間は増える。そこには単価には関係ないので、単価が下がれば、手間は増えるが収入は少ないので、バランスが厳しい。
- 無資格の訪問介護員を雇用出来るのであれば、指定を取って訪問型サービスAをやりたいと思う。事務の手間などは増えるが、どうにかやれると思う。現状、とにかく人がいなくて何も出来ない、といった状況にあるので、無資格者を雇用して要支援の方のサービス提供に回せるのであれば助かる。

【委託制 回答】

- 制度としては良いと思うが、委託事業として受けるのは厳しい。以前は、類似した事業を運営していた時代もあるが、現在は組織としての余力がない。研修を受けて訪問介護員になりたい人は現れるかもしれないが、それらの人を管理することが難しい、という印象。
- 仕事の内容としては、可能だと思う。ただ、請け負う人員が不足してきているのが懸念事項。ここ暫く、人員の減少が続いている。今の世の中では、再任用など、一度退職してすぐの高齢者には仕事があるイメージ。

指定のみ

問2：単価についてお伺いします。生活援助型の訪問型サービスについては、従来の介護予防訪問型サービスよりも下げた単価を設定することになります。寒川町においても、サービスを創出するとした場合、その数値以下の設定となると考えますが、それについて事業所としてどのように考えますか。また、月額報酬ではなく1回あたりの報酬とするなどの対応も考えていますが、それについてもご意見があればお願いいたします。

【指定制 回答】

- ・予防は直前のキャンセルも多い。そうなると、1回あたり単価である場合、サービス提供がなければ、請求できない。そう考えると、月の包括単位であれば有り難い。重要事項説明書には記載しているが、キャンセル料などは実際なかなか取りづらいという元からの課題もある。
- ・計画を立てるときに、時間数が示されている方が解り易い。掃除であればどれくらい、といったような、活動内容や時間の見立てがあつての、1回あたり単価であればと思う。
- ・有資格者と無資格者の時給に差をつけていかなければならない。既に、生活援助については、弊社は最低賃金に迫る形で設定しているの、さらに、その下の無資格者の時給を設定するとすれば、全体的に底上げをするようなことになる。
- ・現状でもギリギリの中でやりくりをしているので、単価が下がるとすれば、とてもではないが運営は出来ない。今回の訪問型サービスAの指定制は、まずは本体部分の訪問介護自体が好調でないと難しい。ある程度の黒字がそちらで出ているならば、生活援助での収益についても補填が効くと思うが、本体部分の縮小という結果に結び付くならば到底許容できない。
- ・1回あたりの単価であれば、有り難い。無資格の雇用者に時給を支払うということからすれば、その1回の出勤に対して単価が発生しなければ運営が難しい。最低賃金を考慮して時給設定をし、必要経費などを減じる等計算していくと、正直、厳しいが、やるしかないと思う。

委託のみ

問2：費用についてお伺いします。生活援助型の訪問型サービスの委託については、実際にサービスを提供する従業員への支払い部分を出来高で、また、事務作業としての委託部分は定額でお支払いすることを考えていますが、それらの金額についてご意見があればお伺いします。

【委託制 回答】

- ・受託するとすれば、今の仕事で手一杯であるので、新たに事務職員を1人雇用しなければならない。さらに、その上で訪問介護員への単価が発生してくると思う。
- ・利用者が自己負担分の支払いを行うとすれば、その分の請求書を発行する費用なども上増しする必要が出てくる。また、賠償保険などの費用も必要。

共通設問

問3：生活援助型のサービスを提供するために、勤務希望者が受講する研修についてお伺いします。

I. 研修の実施手法について、望ましいと考える順に()内に数字を入れてください

- A. 町が定期的に研修を実施することとし、受講者がそこに参加していく手法。
- B. 貴団体が町に連絡を行い、日程調整の上で、個別に研修を受講する方法。
- C. 貴団体が、就労時に所定のテキストで講習を行う方法。
- D. 貴団体が、就労時に所定のテキストで講習を行った後、半年以内に、町が実施する研修に参加する手法。

【指定制 回答】 _____ (※左から順位が高い)

- ・ A、B、C、D
- ・ A、B、D、C
- ・ D、A、C、B
- ・ D、A、B、C
- ・ A、B、D、C

【委託制 回答】 _____ (※左から順位が高い)

- ・ A、B、D、C
- ・ A、B、D、C

II. 研修の手法について、ご意見があればお伺いさせていただきます。

【指定制 回答】 _____

- ・ C、Dのように事業所が研修を行うのは、負担である。併設の他サービスの管理もあり、研修を実施する時間を捻出することはできない。本音を言ってしまうと、事業所としては、資格を持ってやって来てもらう方が嬉しい。まっさらな人に対して、1から10までを教えていくだけの余裕は生み出せないと思う。
- ・ Aが一番好ましい。町への信頼感というものがやはりある。申し込む側からすれば、役場がやっているという安心感があつた方がよい。C、Dのように事業所が行うのは、寒川町にある事業所の規模では、負担であり、余力がないように感じる。
- ・ Aのように、予め意思を持って、町が実施する研修を受講した上で、事業所に来てくれたらと思う。最低限の知識や礼儀といった部分が出来ていないと厳しい。研修を事業所で行うことは行うが、人手は不足しており、最低限の知識を持った上で、そこを補う形での研修や実務上での指導となっている。
- ・ Dは、即時に働けることと、役場での研修をフォローアップ的に利用出来ることが良い。Bは事業所から役場に対して調整を行わなければならない点、手間である。就労したが、すぐに辞められて、また調整をとというのも大変だなと感じる。

- ・事業所単位で研修を実施するというのは難しいと思う。実施する事業所によって、研修結果に差異が出ることは望ましくないと思う。また、事業所が行うのは、事業所としては負担が大きい。
- ・現実的にはDとAのミックスあたりがよいのではないか。しかし、募集を打つようなところでは、町のバックアップが必要と思う。事業所では、年にそう何度も募集はかけられない。また、定期的に町がやっているところに、受けに行く、といった形は欲しい。
- ・研修についてだが、やはり無資格で入ってきた人間が、次のステップアップを望み、専門職をとりたいて思ってもらえるような循環があると嬉しい。

【委託制 回答】

- ・Aであれば、町が制度として運営しているという安心感、宣伝効果があると思う。また、Cのように団体として講義を行う場合には、町の意図に従業者に対して伝言ゲームのように伝えることになるので、それが変質してしまうことが怖い。
- ・団体として研修をするとしたら、専門的知識等を伝達するには不安があり、その部分で外部講師等を招聘することを考えるが、その場合は、また費用が掛かってしまう。
- ・C, Dは不可能だと思う。専門的な内容について、委託先事業所において研修を行うのは難しい。ほぼ、読み聞かせ状態になってしまう。

共通設問

問 4：研修及び研修テキストの内容についてお伺いします。寒川町では、神奈川県が示している標準的な内容を元にカリキュラム及びテキストを作成する予定です。貴団体として、この内容は取り扱っておいて欲しい、この内容は必要だと考える、というものが御座いましたらご教授ください。

【指定制 回答】

- ・内容としては大体網羅されていると思うが、この内容を2日では短いと思う。ただ、認知症の方への対応については、実際の理解が必要になってくるので、そこはやはり難しい。要支援であれば軽度認知症かとは思いますが。まあ、基本的なことだけは教えておく必要はあると思う。本人ではなく、家族が認知症ということも有り得る。
- ・この標準テキストの内容で問題がないように思う。特に、この序章の部分をしっかりと講義してもらうことで、後段の内容が頭に入ってくると思う。
- ・実務からすれば、不要とまでは言わないが、知っておくといいこと、というレベルになってしまうと思うので、この内容で問題ない。どうしても人と人の仕事になるので、認知症の理解、接遇といったあたりについては理解して欲しい。
- ・内容的にはこの項目で問題ないと思う。特に、認知症や接遇といったところについては、重視していただきたい。やはり、認知症への対応は気になる。初期の認知症ということであれば、ご家族にも理解をいただけていなくて、物盗られ妄想などからトラブルになることも考えられる。そういったときに、研修を受講した訪問介護員が、きちんと認知症について理解していて、本人やご家族へ対応が出来るようになっていればと思う。
- ・6章、接遇の部分については、重要視していただければと思う。実際に働き始めて、ここが欠けている人が多い。電話の出方、訪問の仕方といったところについて、常識的な対応が出来ない人が増えてきている気がする。また、近年は家族が訪問介護員に求めているレベルが上がっている。訪問の仕方が悪い、といったような話をいただくことも増えてきている。
- ・これまで家庭の主婦でやっていた人が、自分のやり方ではなく、利用者の考えるやり方で、といったあたりをわかってもらいたい。介護保険のサービスなので、やれることは決まっているということや、相手の自立支援だということを頭において仕事をする、といったことなどは重要。
- ・実務の部分は教えていけば、教えられる。しかし、基本的なところ、例えば「人が老化する」ことを理解してもらうのが難しい。少しでも研修で理解して来て欲しいと思う。なぜ、訪問介護員がサービスをやりすぎはいけないのか、といったようなことについても。
- ・実習は、やはり1度してもらった方がいいと思う。いきなり利用者のお宅に行くよりも、研修の段階で一度体験はしてもらった方がいい。
- ・やはり、机上で考えるのとでは違うので、1回でも現場を見てもらえれば、という思いはある。研修を終え、就労し、初めての訪問で、「やっぱりこの仕事をやっていくのは難しい」となってしまうの

が怖い。

- ・実習については、研修で行うことは難しいと思う。雇用後、各事業所で行うしかないのではないだろうか。実際問題、実習をするとすれば、どこかの訪問介護事業所へ話を持ち掛けることになるのではと思うが、正直、当事業所でそれを受託するような余裕はない。また、実習となれば、訪問先の相手の同意が必要になるが、それを得ることは非常に難易度が高いと思う。
- ・現場の部分での実務は、我々が指導する部分だと思うので、実習はどちらでもと思う。始めて数カ月はこちらでフォローするようなことが多いだろう
- ・実習については、どこの事業所もOJTで行うと思う。

【委託制 回答】

- ・町内のことを解る人が講師として講義をやってほしいと思う。どこかの大学の偉い先生を呼んで一般論を話してもらっても、町内の実情が伝わらない。
- ・出来るだけしっかりとした研修をお願いしたい。働き始めた人が、こんなつもりではなかったということにならないように。どういう状況で働くのかということについては、映像などで視覚的に伝える必要があると思う。
- ・現場を見てもらえたらとは思いますが、サービス前では実習を行うのは調整が大変だと思う。やはり、研修の段階で実習は不可能ではないだろうか。
- ・男性と女性の利用者と訪問介護員について、配慮が必要な点についても、講義を行ってもらえると嬉しい。

指定のみ

問5：安定したサービスの提供という観点からすれば、訪問型サービスAの指定要件に、“町内に所在する事業所であること”や、“既に寒川町の介護予防訪問型サービスの指定を受けている事業所であること”などを設けること等も考えられますが、それについてご意見などあればお伺いさせていただきます。

【指定制 回答】

- ・寒川町の規模を考えると、町だけでは成り立たないと思う。
- ・寒川町の規模では、町内に限定すると、サービスの供給量が確保できないと思う。今後、サービス需要が増えていくという見立てがあるならば、広い範囲で考えるべきだと思う。
- ・そもそも町外の事業所であれば、提供に際して交通費が発生してくる。その費用を考えると、町内という縛りをかけなくとも、影響はない気もする。
- ・事業所としては、実際に対応出来るのであれば、町内の事業所に限定しての指定制であれば、それは嬉しい。だが、現実問題として、サービスの手が回らないときに、町民の方の利益を考えたら、そう言っていられない。やはり、寒川町の規模からすれば、町外の手もお借りしないとは思っている。
- ・やはり、寒川町は地理的に考えても、指定を取ってもらえるなら、周辺市町村の事業所の力が必要だと思う。人手不足で訪問介護事業所の存続が危ぶまれる中、町内のみ限定することはリスクが大きいと思う。ただ、訪問介護事業所としての指定は受けていなければ、事業自体の運営が難しいと感じる。

共通設問

問6：その他、介護予防訪問型サービスAについて、ご意見・ご要望などがあればお伺いさせていただきます。

【指定制 回答】

- ・事業所としても、生活支援サービスの供給についての必要性は認識している。地域包括支援センターからの打診の電話を断る度にそのように感じる。しかし、事業所としてその部分を担っていけるかといえば、やはり厳しい。
- ・A型の訪問は事業が立ち行かない、という懸念がある。寒川町の規模からすれば、利用者が全然いない、といったようなことも考えられる。制度の試運転のようなことをしたほうがよいのではないか。A型委託やB型など別の型で、シルバー人材センターや社会福祉協議会あたりが、町内の需要を一手に抱える、という形が一番よいと思う。
- ・この訪問型サービスAに参入出来るとすれば、訪問介護事業所としての収益が右肩上がりとはまでは言わないまでも、現状が維持出来ていて、人材の募集をした場合、最低でも、年に1人か2人の新しい人材が入ってくる場合だと思う。現状はその状態にない。
- ・訪問型サービスAは町内に必要なサービスだと思う。少しずつでも、まずは始めて行かなければならないのではないだろうか。事業の運営については、勿論、人材がやってくるのか等の不安もあるが、指定を取って事業を行ってみるしかないのではと思う。
- ・訪問介護員の確保ということから考えれば、無資格者に資格を取得させるための制度があった方がいい。町が厳しいということであれば、町内の事業所から少しずつ抛出して、補助金のようなことでもあれば、と思う。
- ・総合事業の話を抜きにしても、訪問介護員の人材不足は深刻。どこの業界も人材の取り合いで苦勞していると思うが、今後のサービス供給ということからすれば、以前に町がやっていた、訪問介護員の講習などを実施することも検討していただきたい。
- ・この総合事業の問題だけに限らず、介護の担い手は不足しているし、担い手自体も高齢化していたりする。その担い手の確保というところに対して、行政として何がしかのバックアップをしてもらえないものか、と考えている。

【委託制 回答】

- ・既に委託されている事業の延長と考えれば、こちらの人員さえいれば、受託することについて、前向きに検討したい。今後は、女性の就業機会を増やしたいという意向もある。
- ・既存事業とこの訪問型サービスAの類似性という観点からすれば、ボランティア精神でやってもらっているものと、雇用での仕事というところで、やはり違和感がある。

寒川町介護予防・日常生活支援総合事業における 生活援助中心型のサービスの創設に向けた調査

日頃より、本町の介護保険制度の運営について、ご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、寒川町においても平成29年4月より、介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、制度開始前の介護予防訪問介護相当である介護予防訪問型サービスを指定事業所制により提供しているところです。

この総合事業におけるサービスは、市町村ごとに国の定める範囲内において、新しいサービスを創出することが可能であり、寒川町においても、寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議においてサービスの基盤整備について協議を行っています。現在、当推進会議では、介護予防訪問型サービスの基準を緩和したサービスを平成33年度の開始を目標に協議を進めており、本調査はそれに向けて、町内訪問介護事業所の意向を伺うものです。

開始を検討している訪問型サービスについて

現在、寒川町における総合事業の介護予防訪問型サービスは、従来の介護予防訪問介護に相当するサービスとして、町の指定を受けた事業者が、専門の資格を持った訪問介護員（ホームヘルパー）を派遣し、ホームヘルプサービスを提供しています。

しかし、今後の要支援者・事業対象者の増加に伴うサービス需要増や、訪問介護事業所を取り巻く状況等を考慮し、専門の資格（介護福祉士等）を持たずとも、町が定めたカリキュラムを行う研修を受講することで介護予防訪問型サービスのうち、生活援助に区分されるサービスの提供が出来る、生活援助型の介護予防訪問型サービスの創設を検討しています。

現在、推進会議においては、国の類型でいうところのA型の指定制を候補の1つとして、協議が進んでおり、今回の調査では、実際にそのような制度が開始された場合、指定を取る意向があるか、または、どのような制度であれば指定をとろうと考えられるかを伺いたいと考えています。

調査方法：訪問面接調査

※町担当職員から、改めて事業所様ごとに、ご協力のお願いと日程調整のお電話を差し上げます。お忙しいところ恐縮ですが、後日、町担当職員と生活支援コーディネーターが貴事業所にお伺いしますので、本調査票について、直接、ご回答をいただけますようお願いいたします。

※本調査においてお伺いした情報は、今後の会議において事業所名を伏せた上で、資料作成等に活用いたします。

【お問い合わせ先】

寒川町役場高齢介護課 介護保険担当
TEL 0467-74-1111(内線135)
FAX 0467-74-5613

事業所名

回答者名（役職）

問1：専門の資格を持たずとも、生活援助に係る部分のみを提供出来る職員を雇用し、サービスを行うことが出来るようになることについて、事業所としてどのように考えますか。

問2：単価についてお伺いします。生活援助型の訪問型サービスについては、従来の介護予防訪問型サービスよりも下げた単価を設定することになります。寒川町においても、サービスを創出するとした場合、その数値以下の設定となると考えますが、それについて事業所としてどのように考えますか。また、月額報酬ではなく1回あたりの報酬とするなどの対応も考えていますが、それについてもご意見があればお願いいたします。

参考：現行のサービス単位数
介護予防訪問型サービス（Ⅰ）1,168 単位
介護予防訪問型サービス（Ⅱ）2,335 単位
介護予防訪問型サービス（Ⅲ）3,704 単位

問3：生活援助型のサービスを提供するために、勤務希望者が受講する研修についてお伺いします。

I. 研修の実施手法について、望ましいと考える順に()内に数字を入れてください

- () A. 町が定期的に研修を実施することとし、受講者がそこに参加していく手法。
- () B. 事業所が町に連絡を行い、日程調整の上で、個別に研修を受講する方法。
- () C. 事業所が、就労時に所定のテキストで講習を行う方法。
- () D. 事業所が、就労時に所定のテキストで講習を行った後、半年以内に、町が実施する研修に参加する手法。

II. 研修の手法について、ご意見があればお伺いさせていただきます。

--

問4：研修及び研修テキストの内容についてお伺いします。寒川町では、神奈川県が示している標準的な内容を元にカリキュラム及びテキストを作成する予定です。事業所として、この内容は取り扱っておいて欲しい、この内容は必要だと考える、というものが御座いましたらご教授ください。

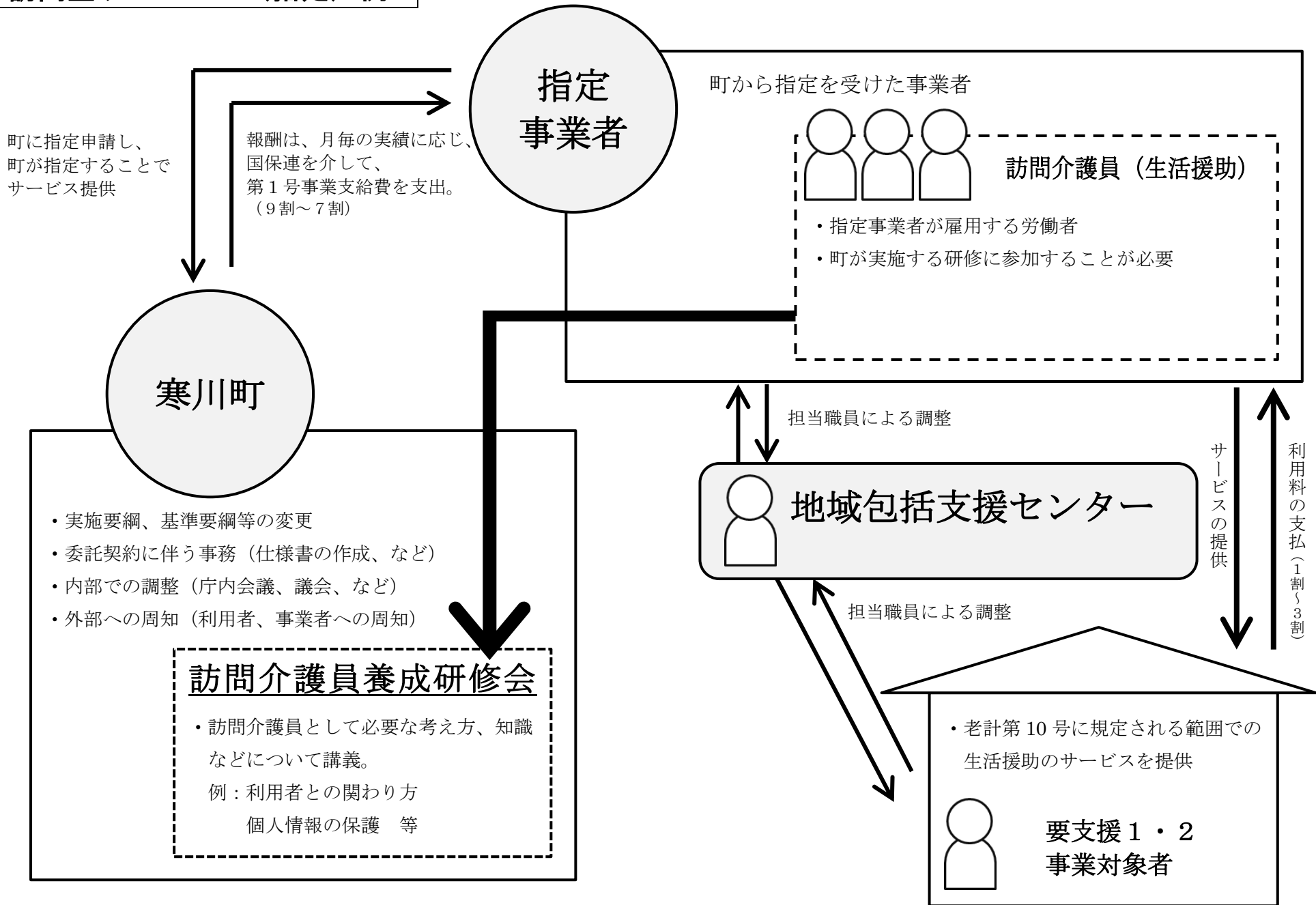
参考：訪問型サービスA従事者養成研修標準テキスト（県作成）の主な内容

序章 介護保険制度創設から現在までの社会的背景
1 家族介護から、社会全体で支える時代へ
2 「2025年問題」に向けて
3 地域住民に求められる役割
4 住み慣れた地域で自立した生活が続けられるために
第1章 介護保険制度の理解
資料 介護保険制度利用の流れ（概要）
1 介護保険制度のしくみ
2 利用対象者について
3 介護保険料について
4 介護保険制度上のサービスについて
第2章 サービス内容の理解
1 生活支援の意義
2 訪問型サービスAで行う内容
3 サービス提供の上で注意が必要な点
第3章 尊厳の保持と自立支援
1 尊厳を守り、自立を支援するとは
2 個人情報の保護
3 高齢者虐待の防止と養護者への支援
第4章 サービス対象者の特徴理解と対応方法
1 高齢者の理解
2 高齢者に見られる病気、症状とその特徴、対応方法など
第5章 認知症の理解
1 認知症とは
2 認知症の症状
3 認知症を発症する主な原因疾患
4 対応方法
5 「認知症かどうか」気付くポイント
第6章 訪問するにあたってのマナーの理解、緊急時の対応
1 接遇マナー
2 コミュニケーションの基本
3 感染対策について
4 緊急時の対応など

問5：安定したサービスの提供という観点からすれば、訪問型サービスAの指定要件に、“町内に所在する事業所であること”や、“既に寒川町の介護予防訪問型サービスの指定を受けている事業所であること”などを設けること等も考えられますが、それについてご意見などあればお伺いさせていただきます。

問6：その他、介護予防訪問型サービスAについて、ご意見・ご要望などがあればお伺いさせていただきます。

訪問型サービスA（指定）例



寒川町介護予防・日常生活支援総合事業における 生活援助中心型のサービスの創設に向けた調査

日頃より、本町の介護保険制度の運営について、ご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、寒川町においても平成29年4月より、介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、制度開始前の介護予防訪問介護相当である介護予防訪問型サービスを指定事業所制により提供しているところです。

この総合事業におけるサービスは、市町村ごとに国の定める範囲内において、新しいサービスを創出することが可能であり、寒川町においても、寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議においてサービスの基盤整備について協議を行っています。現在、当推進会議では、介護予防訪問型サービスの基準を緩和したサービスを平成33年度の開始を目標に協議を進めており、本調査はそれに向けて、貴団体の意向を伺うものです。

開始を検討している訪問型サービスについて

現在、寒川町における総合事業の介護予防訪問型サービスは、従来の介護予防訪問介護に相当するサービスとして、町の指定を受けた事業者が、専門の資格を持った訪問介護員（ホームヘルパー）を派遣し、ホームヘルプサービスを提供しています。

しかし、今後の要支援者・事業対象者の増加に伴うサービス需要増や、訪問介護事業所を取り巻く状況等を考慮し、専門の資格（介護福祉士等）を持たずとも、町が定めたカリキュラムを行う研修を受講することで介護予防訪問型サービスのうち、生活援助に区分されるサービスの提供が出来る、生活援助型の介護予防訪問型サービスの創設を検討しています。

現在、推進会議においては、国の類型でいうところのA型の委託制を候補の1つとして、協議が進んでおり、今回の調査では、実際にそのような制度が開始された場合、指定を取る意向があるか、または、どのような制度であれば委託を受けようと考えられるかを伺いたいと考えています。

調査方法：訪問面接調査

※町担当職員から、改めて事業所様ごとに、ご協力のお願いと日程調整のお電話を差し上げます。お忙しいところ恐縮ですが、後日、町担当職員と生活支援コーディネーターが貴事業所にお伺いしますので、本調査票について、直接、ご回答をいただけますようお願いいたします。

※本調査においてお伺いした情報は、今後の会議において団体名を伏せた上で、資料作成等に活用いたします。

【お問い合わせ先】

寒川町役場高齢介護課 介護保険担当
TEL 0467-74-1111(内線135)
FAX 0467-74-5613

団体名

回答者名（役職）

問1：専門の資格を持たずとも、生活援助に係る部分のみを提供出来る職員を雇用し、サービスを行うことが出来るようになることについて、貴団体としてどのように考えますか。

問2：費用についてお伺いします。生活援助型の訪問型サービスの委託については、実際にサービスを提供する従業員への支払い部分を出来高で、また、事務作業としての委託部分は定額でお支払いすることを考えていますが、それらの金額についてご意見があればお伺いします。

問3：生活援助型のサービスを提供するために、勤務希望者が受講する研修についてお伺いします。

I. 研修の実施手法について、望ましいと考える順に()内に数字を入れてください

- () A. 町が定期的に研修を実施することとし、受講者がそこに参加していく手法。
- () B. 貴団体が町に連絡を行い、日程調整の上で、個別に研修を受講する方法。
- () C. 貴団体が、就労時に所定のテキストで講習を行う方法。
- () D. 貴団体が、就労時に所定のテキストで講習を行った後、半年以内に、町が実施する研修に参加する手法。

II. 研修の手法について、ご意見があればお伺いさせていただきます。

--

問4：研修及び研修テキストの内容についてお伺いします。寒川町では、神奈川県が示している標準的な内容を元にカリキュラム及びテキストを作成する予定です。貴団体として、この内容は取り扱っておいて欲しい、この内容は必要だと考える、というものが御座いましたらご教授ください。

参考：訪問型サービスA従事者養成研修標準テキスト（県作成）の主な内容

序章 介護保険制度創設から現在までの社会的背景
1 家族介護から、社会全体で支える時代へ
2 「2025年問題」に向けて
3 地域住民に求められる役割
4 住み慣れた地域で自立した生活が続けられるために
第1章 介護保険制度の理解
資料 介護保険制度利用の流れ（概要）
1 介護保険制度のしくみ
2 利用対象者について
3 介護保険料について
4 介護保険制度上のサービスについて
第2章 サービス内容の理解
1 生活支援の意義
2 訪問型サービスAで行う内容
3 サービス提供の上で注意が必要な点
第3章 尊厳の保持と自立支援
1 尊厳を守り、自立を支援するとは
2 個人情報の保護
3 高齢者虐待の防止と養護者への支援
第4章 サービス対象者の特徴理解と対応方法
1 高齢者の理解
2 高齢者に見られる病気、症状とその特徴、対応方法など
第5章 認知症の理解
1 認知症とは
2 認知症の症状
3 認知症を発症する主な原因疾患
4 対応方法
5 「認知症かどうか」気付くポイント
第6章 訪問するにあたってのマナーの理解、緊急時の対応
1 接遇マナー
2 コミュニケーションの基本
3 感染対策について
4 緊急時の対応など

問5：その他、介護予防訪問型サービスAについて、ご意見・ご要望などがあればお伺いさせていただきます。

訪問型サービスA（委託）例

